



平成23年4月28日

各 位

会 社 名 中 央 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 染 谷 良
(コード番号：5566 東証第2部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 榊 原 道 治
(TEL. 03-3514-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月24日開催予定の第115期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当事業の現状に即して事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をします。
- (3) 条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。
- (4) その他、字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月24日（金）
定款変更の効力発生日 平成23年6月24日（金）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>合金鉄の製造および販売</u> 2. <u>非鉄金属およびその合金の製造および販売</u> 3. <u>無機化学工業製品の製造および販売</u> 4. <u>石英ガラス製品および耐火物の製造および販売</u> 5. <u>電子機器用の電子部品材料および磁性材料の製造および販売</u> 6. <u>廃棄物の処理</u> 7. <u>スポーツ施設、宿泊施設、飲食店等の経営</u> 8. <u>土木・建築その他プラント建設工事の設計・施工・監理・請負および土木建築資材の製造および販売</u> 9. <u>不動産の売買、仲介、管理</u> 10. <u>前各号に付帯する一切の事業および関連する一切の業務</u> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2号各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>合金鉄の製造及び販売</u> (2) <u>非鉄金属及びその合金の製造及び販売</u> (3) <u>マンガン系無機化学品、炭素製品その他の無機化学工業製品の製造及び販売</u> (削 除) (4) <u>電子機器用の電子部品材料及び磁性材料の製造及び販売</u> (5) <u>廃棄物の処理</u> (削 除) (6) <u>土木建築その他プラント建設工事の設計、施工、監理及び請負並びに土木建築資材の製造及び販売</u> (削 除) (7) <u>前各号に付帯する一切の事業及び関連する一切の業務</u> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第16条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(選任)	(選任)
第17条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(任期)	(任期)
第18条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第19条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。	② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定することができる。
(取締役会)	(取締役会)
第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
④ (条文省略)	④ (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第21条～第22条 (条文省略)	第22条～第23条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第23条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(常勤の監査役および常任監査役)	(常勤の監査役及び常任監査役)
第24条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(監査役会)	(監査役会)
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株式名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上